

(様式2)

京丹後市観光振興計画の概要

1 趣旨

観光は本市基幹産業の一つですが、近年は少子化と海水浴離れ、カニによる誘客がピークを過ぎたことに加え、旅行形態の変化、旅行ニーズの多様化、国内観光地の競争激化、海外旅行の増加、停滞する経済状況などの要因により、平成17年以降の観光入込客数は200万人を切るなど、大変厳しい状況にあり、新たな観光の魅力づくりや観光戦略が求められています。

そこで、平成20年4月に京丹後市観光協会が発足し、推進基盤が整備されたのを機に、本市の豊富な観光資源を活かした総合的・効果的な観光振興をより一層推進し、観光立市の実現を目指すため、京丹後市観光立市推進条例の趣旨に基づいた京丹後市観光振興計画を策定するものです。

2 計画の内容

(1) 京丹後市の観光の現状と課題を明らかにします

○観光入込客数、観光施設の利用、観光資源、主要観光施策などの状況、現状を明らかにします

○観光振興の課題は何かを明らかにします

(2) 将来ビジョンと目標を明らかにします

○観光振興のコンセプトを明らかにします

○将来の目標を明らかにします

(3) 実行性のある「アクションプラン」と「地域別計画」を明らかにします

○5つの基本方針と、それに基づく「アクションプラン」を明らかにします

○地域の現状と特色を活かした「地域別計画」を明らかにします

3 将来ビジョン

(1) コンセプト

『極上のふるさと観光づくり』

—全市域のあらゆる資源を観光に結びつける「京丹後まると観光」—

(2) 目標数値

□年間観光入込客数 現状 192万人 ⇒ 目標 220万人

□年間宿泊客数 現状 46万人 ⇒ 目標 60万人

□年間外国人宿泊客数 現状 564人 ⇒ 目標 2,500人

※現状は平成19年、目標は平成23年の数値です

4 基本方針とアクションプランテーマ

基本方針 1 かけがえのないふるさとを守り育てる観光を目指します

市民にとっては、京丹後の海、山やまちはたったひとつしかないかけがえないふるさとです。

ここには、先代が残してくれた歴史、文化、自然があり、先ず、これらを守り育てる観光に取り組みます。

【テーマ】

- ①歴史遺産、地域の「宝」を活かします
- ②ふるさとの物語を伝え感動につなげます
- ③ジオパーク構想を推進し、豊かな自然を守り活かします

基本方針 2 地域資源を活かして未来を拓くほんまもん観光・体験を提供します

京丹後には、海、山、里の自然、農業、漁業、ものづくり、食、歴史、まちなどが織り成すここにしかない地域の資源が豊富にあります。

これらの資源にこだわり、活かして、地域の未来を築くために、ほんまもんの観光、ほんまもんの体験を提供します。

【テーマ】

- ①海の観光
- ②農の観光
- ③ものづくり観光
- ④まち歩き観光
- ⑤京丹後ブランドとなる土産物づくり

基本方針 3 京丹後人気質をもったもてなし観光と国際観光に取り組みます

京丹後人は、勤勉さ、こだわりの真摯さ、地域の結束力などの気質があり、この土地が先祖から受け継いできたところをもって、京丹後ならではの温かいもてなしを特徴とする観光を創ります。

また、「極上のふるさと」を積極的にアピールし、外国人旅行客の誘致に積極的に取り組みます。

【テーマ】

- ①味の極上地づくり
- ②ゆっくり滞在できる宿泊魅力の向上
- ③ホスピタリティの向上
- ④インバウンドの推進
- ⑤修学旅行の魅力づくりと誘致
- ⑥快適に移動できる交通環境・サインの整備
- ⑦環境に優しい観光活動の促進

基本方針 4 徹底したマーケティング手法で戦略的に情報を発信します

観光客のニーズを把握し、地域の資源を最大限に活かせるイメージやテーマ、ターゲットを絞り込み、優先順位、費用対効果などの視点から戦略的に情報を発信します。

【テーマ】

- ①観光マーケットへの感度向上
- ②訴求力のあるイメージづくり
- ③ターゲット戦略
- ④効果的な情報発信
- ⑤情報発信ツールの選択と集中

基本方針 5 地域が総ぐるみで観光に取り組めます

観光は地域が総ぐるみで競争する時代になっており、個々の事業者や地域だけでは限界があります。

各地域を越えて市域がひとつとなり、産官、業種、業界、年齢などを越えて観光に取り組めます。

【テーマ】

- ①総合的な観光推進組織づくり
- ②観光活動の原動力となる人材の育成
- ③観光立市推進条例との連携

5 地域別計画の目標

(1) 峰山地域

○産業観光に取り組めます

(2) 大宮地域

○アグリツーリズムを推進します

(3) 網野地域

○宿泊を中心とした滞在型観光地を目指します

(4) 丹後地域

○海、漁港を活かした魅力に磨きをかけます

(5) 弥栄地域

○花、山野草を中心に自然と歴史の魅力発信に努めます

(6) 久美浜地域

○久美浜湾とかぶと山をより一層活用します

6 施行期日について

平成21年5月15日から施行します。